

「固定資産の現所有者申告書」の手引き

1 現所有者について

- (1) 固定資産税・都市計画税（以下、「固定資産税」という。）は、賦課期日（毎年1月1日）現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登録又は登録されている方（以下、「所有者」という。）に課税することになります。
- (2) 所有者が死亡している場合には、その土地又は家屋に現に所有している者（現所有者）が固定資産税の納税義務者になります。所有者が個人の場合、主として相続人がこれに該当します。
- (3) 共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合は、現所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます（遺産分割が完了するまでは、当該固定資産は相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。）。

※この申告は納税義務者を変更するもので、相続登記や相続税の申告とは一切関係ありません。遺産分割協議等が終了しましたら、すみやかに法務局で相続登記の手続きをしていただきますようお願いいたします。相続登記後は、賦課期日において、新たに登記簿に登録された所有者が、納税義務者となります。

※未登記家屋の所有者変更につきましては、資産税課において別途「未登記家屋用 固定資産税納税義務者名義変更申請書」の提出が必要になります。

【参考】●宮崎市税条例第75条の3の規定により、登記簿等に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者（相続人等）は、宮崎市に住所、氏名等を申告することになります。

●地方税法第343条の規定により、現に所有している者が納税義務者となり、固定資産税・都市計画税を納付する義務があります。

2 提出時の確認・添付書類について

- (1) 「固定資産の現所有者申告書」（以下、「申告書」という。）の提出の際には、以下の書類の写し（コピー）も合わせて提出してください。

●代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）の写し

※現住所記載（裏面があれば裏面も）、氏名、生年月日が記載された公的機関が発行したもの（個人番号や運転免許証の番号、健康保険証の記号・番号等は、塗りつぶして提出ください。）

●被相続人と代表者との関係がわかる戸籍謄本・（戸籍全部事項証明）の写し（住民票及び本籍地が宮崎市の場合は不要）または法務局発行の「法定相続情報一覧図」の写し

- (2) 該当する事由により次の書類を添付して提出してください。

①法定相続人以外が代表者となる場合

・遺言書の写し

「公正証書遺言」を除き、裁判所の検認証明書が必要です。

②相続権を放棄している場合

・裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」の写し

又は「相続放棄申述受理証明書」の写し

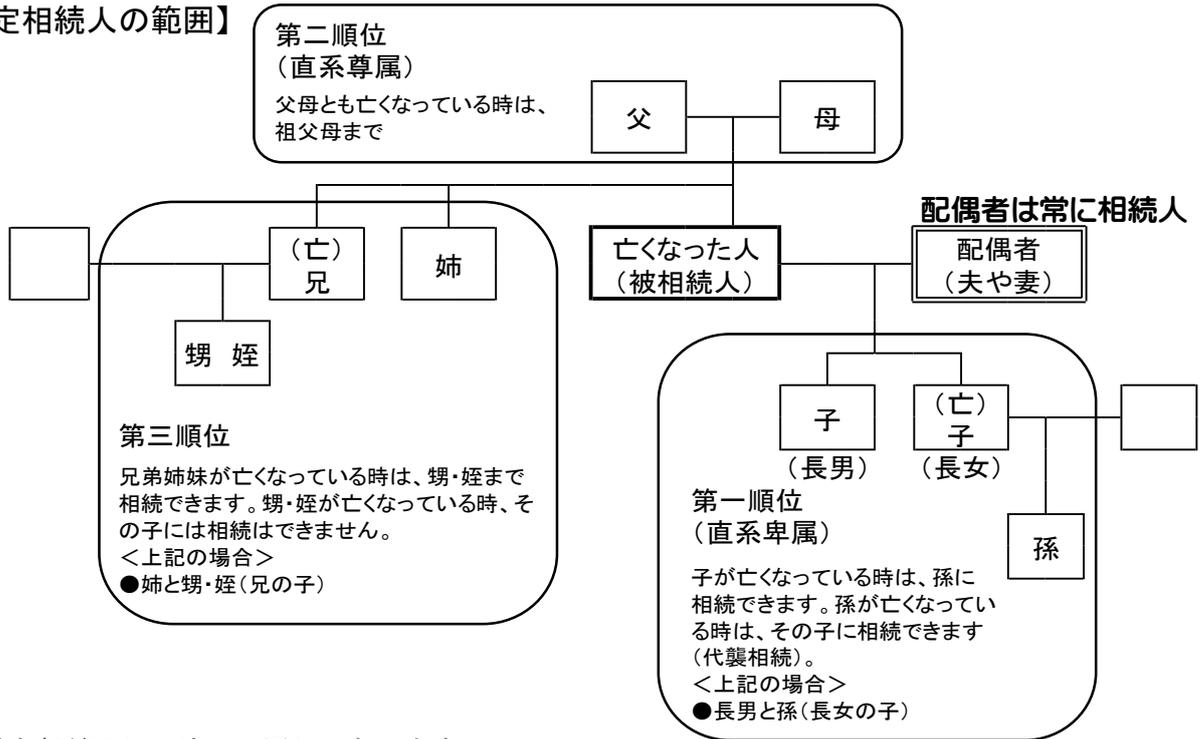
3 注意事項

- (1) 相続人の皆さま全員でお話し合いの上、「固定資産の現所有者申告書」を提出してください。
- (2) 提出期限を守ってください。
※正当な理由無く申告書を提出しない場合は、過料を科されることがあります。
- (3) 提出期限までに申告書の提出がない場合は、現に所有している者の代表者を指定することがあります。
- (4) 申告書の提出後に代表者を変更する場合は、あらためて「固定資産の現所有者申告書」を提出ください。

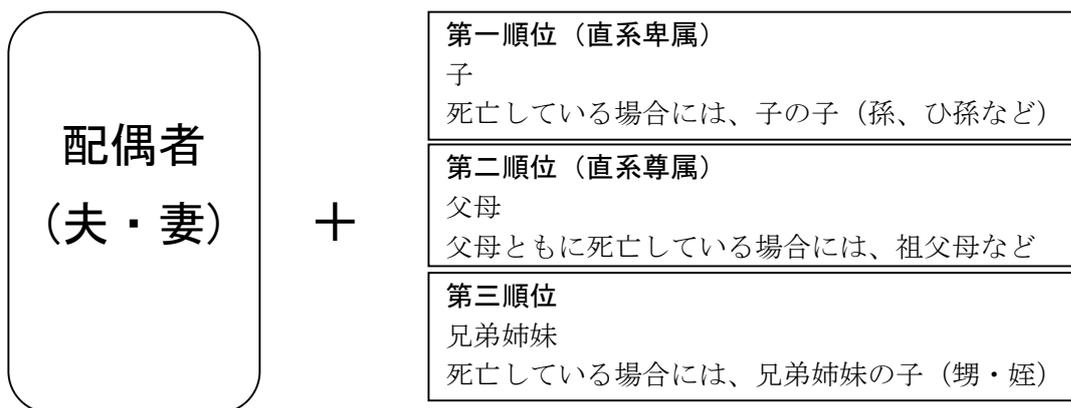
4 申告書の書き方

- (1) 土地又は家屋を所有していた方（亡くなられた方：被相続人）の氏名、死亡した時の住所、死亡年月日をご記入ください。
- (2) 現所有者（代表者）及びその他の現所有者の相続人の欄には、下図を参考に必ず相続人（受遺者（遺言により財産を受け取る人）を含む）をご記入ください。なお、代表者のみの記載でも受け付けできます。
- (3) 被相続人との続柄の欄は、必ずご記入ください。
例：「妻」・「子」（「養子」）・「母」・「弟」など
- (4) 相続登記等の予定の欄は、該当にチェック（レ）を入れてください。

【法定相続人の範囲】



一般的な相続人は、次の3通りになります。



※配偶者は常に相続人となり、父母と兄弟姉妹は前の順位の相続人がいない場合にのみ相続人となります。

子が死亡している場合には、子の直系卑属(孫など)
 ただし、父母がともに死亡している場合には、父母の直系尊属(祖父母など)
 兄弟姉妹が死亡している場合には、兄弟姉妹の子(被相続人の甥・姪まで)
 各々の相続権を引き継いで相続人になります。 } が